

希望が丘文化公園将来ビジョン検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 希望が丘文化公園は、開園後40年以上が経過していることや今後大規模なスポーツイベントが開催されることから、希望が丘文化公園の将来像・方向性を定める将来ビジョンを策定することとし、策定にあたっては、多面的な機能を持つ希望が丘文化公園の特性を踏まえ、各分野の専門家や関係者等の幅広い意見を反映させていくために、希望が丘文化公園将来ビジョン検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 希望が丘文化公園将来ビジョンの策定に関する意見・助言
- (2) その他希望が丘文化公園将来ビジョンの策定にあたり必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から希望が丘文化公園将来ビジョン策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、総合政策部長が招集する。

- 2 総合政策部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、総合政策部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

(別表)

氏名	役職等
エジマ コウジ 江島 宏治	滋賀県 総合政策部次長
カンベ ジュンイチ 神部 純一	滋賀大学社会連携研究センター センター長／教授
クロサワ タケシ 黒澤 毅	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授
ツジタ ヨシオ 辻田 良雄	滋賀県シェアリングネイチャー協会 理事長
フカマチ カツエ 深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
マエヤマ スム 前山 亨	滋賀県キャンプ協会 会長
ウヰ ツトム 涌井 努	滋賀県中学校体育連盟 理事長

(敬称略・50音順)